

新型コロナウイルスによる影響が広がっています。当所が緊急調査した影響アンケートでも急激な売上減少や商談中止などの悪影響が多く業種で顕著となっています。そこで、現時点での国・新潟県・新潟市、商工会議所などからの支援制度を以下にまとめました。(今後も支援制度の拡充等が行われた場合は逐次お知らせしてまいります。) また、当所では新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設中ですが、**3月14日(土)と3月28日(土)の2日間(10:00~16:00)においても相談窓口を開設**しますのでご活用下さい。

## 資金繰り支援

### 1. 日本政策金融公庫

	制度名	限度額	用途	返済期間	利率等
①	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	4,800万円	設備 運転	15年以内 8年以内	~ 2.16%
②	経営改善貸付(マル経 融資) ※小規模事業者のみ	2,000万円	設備 運転	10年以内 7年以内	1.21% (無担保無保証人)

<問い合わせ先>

日本政策金融公庫新潟支店 TEL025-246-2011 ※直近2期分の決算書を  
新津商工会議所 TEL0250-22-0121 お持ち下さい。

### 2. 新潟県

	制度名	限度額	用途	返済期間	利率等
①	新型コロナウイルス 感染症対策特別融資	3,000万円	運転	7年以内	1.15~1.55% (信用保証利用)

<問い合わせ先> 新潟県産業労働部 創業 経営支援課 TEL025-280-5240

<申込先> 本制度の取り扱い金融機関まで ※R2.3.31まで

### 3. 新潟市

	制度名	限度額	用途	返済期間	利率等
①	経営支援特別融資	3,000万円	運転	10年以内	1.5~2.2% (保証料補助有)
②	信用保証料が割安となる「セーフティネット保証4号(最近1か月の売上 高等が20%以上減少)」等の認定受付が始まっている他、「セーフティ ネット保証5号」では飲食業などの40業種が追加されています。				

<問い合わせ先> 秋葉区役所 産業振興課 商工観光係 TEL0250-25-5689

<申込先> 本制度の取り扱い金融機関まで ※R2.12.31まで(予定)

## 助成金制度

### 1. 雇用調整助成金の特例

#### ① 対象事業主の拡充

雇用調整助成金は経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものですが、対象事業主に「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」が拡充されました。

#### ② その他の特例

- ・休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用
- ・雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満も助成対象
- ・前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象
- ・過去の受給日数にかかわらず、特例の対象となった支給限度日数まで受給
- ・事後提出は令和2年5月31日まで可能
- ・生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮(10%以上の減少)
- ・事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 など

#### ③ 助成率 大企業：1/2、中小企業：2/3

#### ④ 助成額の上限 対象労働者1人あたり8,330円

#### ⑤ 支給限度日数 1年間で100日

<問い合わせ先> 最寄りの労働局又はハローワーク

### 2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

#### ① 制度の内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。

#### ② 支給額 休暇中に支払った賃金相当額×10/10(日額上限は8,330円)

#### ③ 適用日 令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇

<問い合わせ先> 最寄りの労働局又はハローワーク

**今後、支援制度の拡充等が行われた場合は、順次当所HP (<http://niitsu.or.jp/>) 及びCCI EXPRESSに掲載してまいります。**  
確定申告の時期と重なり相談が増えています。来所される場合は、お手数でもお電話の上お越しくさせていただきますようお願いいたします。(TEL0250-22-0121)